

令和2年 第4回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

日付：令和2年12月9日（水）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

令和 2 年第 4 回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和 2 年 1 2 月 9 日（水曜日） 午前 9 時 5 6 分～午前 1 0 時 3 0 分

会 場：大曲庁舎 第 3 委員会室

出席委員（6 人）

委員長	1 5 番	佐 藤 育 男	副委員長	1 7 番	児 玉 裕 一
委 員	4 番	佐 藤 隆 盛	委 員	9 番	本 間 輝 男
委 員	2 2 番	佐 藤 清 吉	委 員	2 6 番	高 橋 敏 英

欠席委員（0 人）

遅刻委員（0 人）

早退委員（0 人）

説明のため出席した者

上下水道事業管理者	今 野 功 成	建設部長	古 屋 利 彦
道路河川課長	京 野 和 明	道路河川課参事	北 澤 真
道路河川課参事	佐 藤 彰	経営管理課長	田 畑 睦 子
下水道課長	古 屋 和 久		

議会事務局職員出席

参 事 富 樫 康 隆

審査議案等

- 第 1 議案第 2 1 3 号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 2 1 4 号 大曲市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議案第229号 大曲市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第230号 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第15号）

第5 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前9時56分 開 会

○委員長（佐藤育男） すいません。時間前ですが、おそろいですので、始めさせていただきます。

本日は、本会議休会中のところをご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際には、委員長の許可を得たあとで、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、挨拶をお願いいたします。今野上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 委員の皆さまには、日頃から上下水道事業につきまして、ご指導・ご助言を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、仙北地域の農業集落排水事業を県の流域下水道へ接続するための条例改正案、公共下水道受益者負担金について、税制改正により延滞金に係る規定についての所要の改正を行うための条例改正案、及び秋田県と県南の4市2町が共同で横手市に設置する県南地区広域汚泥資源化施設の建設及び維持管理等の事務を秋田県に委託するための議案の、合わせて3件につきまして審査をお願いしたいと存じます。

この後、内容につきまして下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐藤育男） それでは、上下水道局所管分の審査に入ります。

議案第213号、大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋和久） 議案第213号、大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の15ページから16ページ、お手元にお配りしておりますA3判の資料・下水-1の新旧対照表1ページから3ページを、併せてお開きください。

第2条第4項の農業集落排水事業の経営の規模に関する改正であります。

農業集落排水事業の処理区域について、仙北地域の薬師地区、福田地区及び払田地区が秋田湾・雄物川流域下水道（大曲処理区）に接続することに伴い、廃止となることから処理区域を変更し、規模の見直しを行うものであります。

計画処理区域面積については、改正前の「1,220.6ヘクタール」を「1,115.5ヘクタール」に、計画処理人口については、改正前の「2万9,970人」を「2万6,170人」に、計画1日最大処理水量については、改正前の「9,519立方メートル」を「8,493立方メートル」に改めるものであります。

別表第3の改正につきましては、薬師地区、福田地区及び払田地区の廃止に伴い、施設の名称、処理場の位置、処理区域について削除するものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 次に議案第214号、大曲市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。古屋下水道課長。

○下水道課長(古屋和久) 議案第214号、大曲市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は17ページから19ページ、A3判資料は4ページから6ページをお開きください。

本案は、令和2年度の税制改正により、延滞金に関わる規定が整理されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

はじめに、第12条の延滞金に関わる改正は、第12条中の一部を削除し、「延滞金の割合の特例」を加え、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるなど所要の規定の整理を行い、地方税法に倣って附則に規定するものであります。

続きまして、施行期日並びに経過措置についてであります。

本条例の施行期日は「令和3年1月1日から施行する。」ものとするものであります。また、経過措置についてありますが「延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。」こととするものであります。

次に、A3判資料7ページから9ページをお願いいたします。

大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例につきましても、同様の改正でありますので、説明は割愛させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤育男) はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第229号、秋田県県南地区広域汚泥資源化施設の建設及び維持管理等の事務委託に関する協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋和久） 議案第229号、秋田県県南地区広域汚泥資源化施設の建設及び維持管理等の事務委任に関する協議につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は49ページから51ページ、A3判資料は10ページから11ページをお開きください。

本案は、本市を含む公共下水道事業から生ずる汚泥を処理するため、横手市、湯沢市、仙北市、美郷町、羽後町並びに秋田県が共同で広域汚泥資源化施設を設置し、当該施設の建設及び維持管理等の事務を秋田県に委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により規約を定め、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案書50ページから51ページの委託に関する規約について、ご説明いたします。

規約の内容につきましては、第1条、委任事務の範囲。

第2条、経費の負担。

第3条、経理上の措置。

第4条、決算の場合の措置

第5条、繰越金。

第6条、連絡会議。

第7条、中途参入等の取扱い。

第8条、廃止による決算等の措置。

第9条、その他必要な事項、について記載されており、それぞれ施設の建設に関する事務、維持管理に関する事務、それに付帯する事務の委託内容となっており、関連する自治体が同様の内容となっております。

次に、A3判資料10ページをお願いいたします。

当該施設につきましては、汚泥の再生利用方法を比較し、コンポスト施設として建設を予定しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

秋田県県南地区広域汚泥資源化施設の建設予定地として、横手市の黒川にあります横手処理センター地内が建設予定地となっております。

なお、施行期日につきましては、秋田県と大仙市との協議が成立した日となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

（ 午前10時08分 休 憩 ）

（ 午前10時19分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） それでは休憩前に引き続き、会議を行います。

審査に入る前に、挨拶をお願いいたします。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） おはようございます。

建設水道常任委員の皆さまには、本会議休会中のところ、常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

例年、この時期の挨拶では、降雪及び除雪の状況についてご報告しておりましたが、今季は本日まで除雪車の出動はない状況でございます。

積雪量が少なかった昨年では初雪が11月20日で、12月4日には積雪39センチを観測し、同日、初出動をしておりました。

今年も積雪状況については様々な予測がされておりますが、市では、冬期間の円滑な道路交通確保のため、常に万全の体制で対応してまいります。

さて、本日の常任委員会でご審議をお願いいたします案件は、令和2年度一般会計補正予算（第15号）のうち、道路維持管理費、交通安全施設整備費等に係る債務負担行為、及び今年度発生しました集中豪雨に対し、内水排水機能を強化するための水害対策費についての計2件でございます。

詳しい内容につきましてはこの後、道路河川課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐藤育男） それでは、建設部所管分の審査に入ります。

議案第230号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長（京野和明） それでは議案第230号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第15号）のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー3の令和2年度補正予算書〔12月補正②〕の7ページと18ページ、資料3-1、事業説明書の5ページ、それとA3判の資料・道路-1を併せてお開き願います。

はじめに、債務負担行為の補正について、ご説明申し上げます。

補正予算書〔12月補正②〕の7ページをご覧ください。

8 款 土木費、2 項 道路橋りょう費、2 目 道路維持費、1 1 事業 道路維持管理費の債務負担行為分につきましては、期間を令和 2 年度から 3 年度、限度額は 2,500 万円をお願いするものであります。

舗装道路は、融雪期において損傷箇所が多く発生することから、債務負担を設定いたしまして融雪後の道路補修を実施し、舗装陥没による事故の発生を未然に防ぐこととしております。

冬期間においても、晴天時には簡易合材による穴埋め作業を排雪作業と平行して行っておりますが、本格的な雪解け時の路面状況を考慮した場合、早期発見・早期対応が重要と考え、令和 3 年度に予定している市の単独の道路維持工事のうち、舗装欠損部の補修を前倒しで行うため、今回の債務負担行為とさせていただくものであります。

次に、8 目 交通安全施設整備費、2 事業 交通安全施設整備費の債務負担行為分であります。

春の入学シーズンを間近に控えた通学路や幹線道路を中心に、区画線とグリーンベルトを迅速に設置及び補修するため、道路維持管理費と同様に限度額 1,500 万円とし、令和 3 年度予算を前倒しで執行することで、安全な道路交通の確保に努めるものであります。

次に資料ナンバー 3-1、事業説明書の 5 ページ、A 3 判の資料・道路-1 をご覧ください。

9 款 消防費、1 項 消防費、4 目 水防費、1 1 事業 水害対策費は 1 億 1,997 万 7 千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を 1 億 2,821 万 8 千円とするものであります。

このたびの補正は、7 月から 9 月に多発した集中豪雨により、浸水被害が多く発生した仙北地域の戸地谷と高梨の 2 カ所と大曲地域の福田町 1 カ所について、内水排除に係る揚水機施設のポンプ能力増強を図るため、先の 10 月臨時議会で補正をいたしました設計委託がおおむね完了したことから、揚水機場のポンプ新設と増設に係る工事請負費の補正をお願いするものであります。

A 3 判の資料・道路-1 をご覧ください。

資料右上「今後のスケジュール」のとおり、発注時期は令和 3 年 1 月中を見込んでおりますが、予定しているポンプが受注生産のため、ポンプの製作期間、約 4 カ月を確保し工期を設定する必要があることから、繰越明許費の設定をお願いしております。なお、来年の梅雨期、6 月ころまでにはポンプを納入いただき、速やかに

設置し、稼働させたいと考えております。

当時の浸水写真、及び各箇所の工事費や設置されるポンプの容量等については、資料下段に記載しておりますので、後ほどご確認ください。

繰越明許費の設定については、補正予算書の5ページをお開き願います。

9款1項 消防費、水害対策費事業は、排水ポンプを増設する3カ所の工事請負費1億1,997万7千円を追加変更し、変更後2億4,171万4千円の繰越明許費の設定をお願いするものであります。

以上、議案第230号、令和2年度大仙市一般会計補正予算(第15号)のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤育男) はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

本間さん、いいですか。はい、本間委員。

○委員(本間輝男) 課長、このポンプよ、設置するのは何ら問題ないし、それはいいんだけど、県の方でよ、河床下げるとか、なんかさねばよ、これ、いっつも俺さ言わせれば、根本的なものではねえおんな。あくまでもポンプというのは補充的なものだぎよな。んで、おそらく、この戸地谷地域のとこだって、河床が上がってるんだな、あそこな。だからやっぱり、河床を下げねえことには、俺、このポンプというのは大変だと思うんだな、これからな、どこの地域もな。それ、県の方となんと協議してるもんだ。

○委員長(佐藤育男) はい、京野課長。

○道路河川課長(京野和明) 県の方とは個別に、各河川ごとにしゅんせつをお願い等を事業調整会議等をお願いしているところでもありますけれども、まず、県も多分、存じてはおると思うんですけど、まだ対応できていないところでもあります。今後も引き続き、要望してまいる予定です。

○委員(本間輝男) 分かった。終わります。

(雑談あり)

○委員長(佐藤育男) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 次に、閉会中の継続審査及び調査の申し出に係る事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(佐藤育男) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、全て終了いたしました。

なお、当委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

午前10時30分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐藤育男